

十和田市新規就農者農業用機械等導入支援事業

目 的

市内の認定新規就農者に対して、青年等就農計画で設定した目標の達成に寄与するために、予算の範囲内において農業用機械又はパイプハウス等の導入や、農業経営規模拡大のための新たな農地の借入に係る経費を支援します。

内 容

1. 事業を利用できる方（以下の要件をすべて満たす方）

- (1) 事業利用年度に市の機械導入補助金を受けていないこと。
- (2) 市内に住所を有する方で、申請時に認定新規就農者である方。
- (3) 市税等を滞納していない方。
- (4) 事業実施年度の翌年度から3年度以内に就農計画に即した農業所得目標を概ね達成できる方。
- (5) 過去に同補助金の交付を受けていないこと。

2. 助成対象

- (1) 農業用機械やパイプハウス等の導入費用。
※ 農作業以外で利用できる汎用性の高い機械等は対象外とします。
- (2) 農業経営規模拡大のための新たな農地の借入に係る経費。

3. 助成金額

補助金額は導入費用の1/2又は、100万円のいずれか低い額（補助金に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切捨てた額）。

4. 達成状況報告

事業実施年度の翌年度から3年間は、就農計画に即した目標の達成状況報告をしてもらいます。

5. よくある質問

- 補助の対象となる機械等は一つですか？
➡ 原則一つです。（ただし、パイプハウスとビニールシートのようにセットで必要なものであれば複数可。）

申請方法



(1) 申請先

十和田市役所 農林畜産課 水田政策係まで

※事業年度によって事業内容や申請方法が変更となる場合がありますので、事業の利用を考えている場合はお気軽にお問い合わせください。

(2) 提出書類

- ① 十和田市新規就農者機械等導入支援事業補助金交付申請書
- ② 十和田市新規就農者機械等導入支援事業補助金に係る誓約書
- ③ 主な添付書類
 - ・ 導入する農業用機械等の見積書（3社）及びカタログ
 - ・ 完納証明書（市税の滞納がないことを証する書類）

【注】 事業の条件や要望多数により助成対象にならないことがありますので、**必ず交付決定を受けてから**事業を行ってください。

【問い合わせ先】

十和田市役所 農林畜産課 水田政策係
☎0176-51-6741